

II 身体拘束適正化委員会の運営（1） 事例検討

この時間で学ぶこと

- 身体拘束を実施している事例を通して、
 - ① 同意等の手続や身体拘束の3要件を確認する。
 - ② 行動制限の緩和や解除に向けての動きを理解する。

(1) 身体拘束等の適正化の体制整備

身体拘束はなぜ問題なのか？

- ① 障害の有無に関わらず全ての人には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利があります。一方で、身体拘束とは、障害者の意思にかかわらず、その人の身体的・物理的な自由を奪い、行動を抑制または制限し、障害者の能力や権利を奪うことにつながりかねない行為です。
- ② 障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待にあたる行為とされています。身体拘束は、関節の拘縮や、筋力や心肺機能等、身体能力の低下、褥瘡の発生等の身体的弊害、意思に反して行動を抑制されることによる不安や怒り、あきらめ、屈辱、苦痛といった精神的な弊害をもたらします。
- ③ このことは家族にも大きな精神的苦痛となるとともに、職員等は問題解決の手段として、安易に身体拘束に頼るようになり、モチベーションや支援技術の低下を招く等の悪循環を引き起こすこととなります。そのため、身体拘束の廃止は、本人の尊厳を回復し、支援の質が低下する悪循環を止める、虐待防止において欠くことのできない取組といえます。
- ④ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。

(1) 身体拘束等の適正化の体制整備

(身体拘束等をやむを得ず行う場合は、以下の全てを満たすことが必要)

- ① 切迫性：利用者本人又は利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる危険性が著しく高いことが要件となります。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。

*さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

(1) 身体拘束等の適正化の体制整備

(やむを得ず身体拘束を行うときの手続き)

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、サービス管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切です。身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものです。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要です。

② 本人家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得ることが必要です。

③ 必要な事項の記録

身体拘束を行った場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

個別支援計画への記載例

落ち着いて過ごしたい	落ち着いて過ごせるよう、環境設定を行う + 評価	落ち着いて過ごしたい + 評価	[その他] ・座席の位置を配慮する（窓側にならないように） ・行動の前後を観察し、行動の背景を分析し、行動制限以外の方法を探る ・3要件（切迫性・非代替性・一時性）を満たす場合は行動制限を行う ・前に立ち体で止める、両手で抑えるなどを行い、本人や他の人に危険が及ばないように配慮する（6ヶ月） サービス管理責任者 生活支援員	+ 評価
------------	---	------------------------------------	---	----------------------

個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けて取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものです。

身体拘束は、要件が満たされたらやっていいことではない。

- 意識を高く持ち続けてもらいたいのは、要件が整っていたらやっていい、って安易に考えたらあかんということ。
- 本当に利用者の生命等の危険がある場面なのか（切迫性）、いろんな支援方法を今も考え続けているけど、本当に拘束しかないのか（代替性）、継続性はないと言っても、いっつもおんなじ状況を発生させ、結局毎回毎回拘束しかない状況を許していないだろうか（一時性）

ロールプレイ

事例①居室の施錠

施設入所当初から不意に他者に手が出ていたYさん。職員が間に入ることになんとかやり過ごしていましたが、入所から5ヶ月ほど経過すると誰かがそばに来るだけで手や頭が出てしまい他害を防ぐことが困難になってきました。また、壁などへの頭突きを繰り返して怪我をしてしまうことも多くなりました。しかし、職員がそばにいることも苦手で、そのことからさらに課題行動を誘発させてしまいます。

そして、〇月〇日、他利用者に対しての他害行為を防げず怪我をさせるしまう事故が発生しました。勤務していた3人の職員はその場で話し合い、Yさんを居室に誘導して施錠しました。

その後、サービス管理責任者がケース会議を開き、当面の支援方針や行動制限について検討し、下記の方針としました。

- ①玄関前の居室へ引っ越す（本人用スペースと他の利用者の居住空間の境目に木製のパーティションを配置して環境を分離した）。
- ②壁や床に頭をぶつける自傷行為が顕著に見られたことから、本人用スペースの全ての壁や床に保護材として、クッションやジョイントマットを取り付けた。
- ③職員がユニットに入室する時に、他害行為や自傷行為が出やすいためYさんの居室とスタッフルームの間には段ボール箱を組み立てて緩衝材とした。
- ④利用者誘導や外部の方（清掃職員、医師の確認、見学者など）がユニットに入る際には、居室へ誘導してパーティションを立て、合わせて居室の施錠対応もしていた。

行動制限の方針として、約1ヶ月間の期間で、施錠時間は1日で2時間程度と設定し、施錠時の記録をこまめに行うことを統一した。

ロールプレイ配役設定①

設定：身体拘束を行うことを、家族へ説明を行い、同意を得る。

配役を決める（講師の指示で決定）

- | | | | |
|------------|-------|------|---|
| ①サービス管理責任者 | (1回目： | 2回目： |) |
| ②生活支援員 | (1回目： | 2回目： |) |
| ③家族 1 | (1回目： | 2回目： |) |
| ④家族 2 | (1回目： | 2回目： |) |
| ⑤任意の参加者 | (1回目： | 2回目： |) |

* 配役⑤については、自由に設定可（例：相談支援専門員、管理者等）

家族役が決まったら集まってもらおう
→役割説明

ロールプレイ役割設定②

①家族に対して、どのような手順で、どのような内容を伝えるかグループで話し合う。(10分)

(どのような手順で、どのような内容を家族に伝えるか)

-
-
-
-
-

ロールプレイをやってみよう（10分）

サービス管理責任者役、生活支援員役は身体拘束について説明をして、同意を得る。

ロールプレイの感想を述べあう（5分）

- ① サービス管理責任者役、生活支援員役は家族への説明を実施して、難しく感じたこと、もっと工夫すべき点等の意見を述べる。
- ② 家族役は事業所側からの説明を受けての感想、また、家族として説明を受けた際の心情などについて意見を述べる。

次は配役を交代して実施（ロールプレイ10分、感想を述べあう10分）

ロールプレイ (2回目)

ロールプレイを通して、身体拘束を許容する考え方を問い直そう

- 身体拘束は行う理由として、障害者の家族の同意により許容されるという意見があります。確かに、家族が事業所側の説明を聞き、身体拘束に同意する場合はほとんどだと思います。しかし、その同意は家族にとって、他に方法のないやむを得ない選択であったこと、そして縛られている場面を見て、家族は混乱し、苦悩していることを、我々福祉事業所職員は真剣に受け止めなければなりません。
- 家族への説明内容は十分に検討し、誰がどのように説明するかなどの準備と日頃からの家族との関係性作りが重要です。